

## 第4回 政治倫理に関する検討会次第

日時：令和6年10月31日（水）

午前10時～

場所：江東区議会（委員会室）

### 協議事項

- 1 江東区議会議員政治倫理条例（案）について  
(資料1)  
(参考)  
(資料2)  
(資料3)
- 2 その他

## 江東区議会議員政治倫理条例（案）

令和 年 月 日

条例第〇〇号

（目的）

第1条 この条例は、江東区議会（以下「議会」という。）及び江東区議会の議員（以下「議員」という。）が区民全体の奉仕者として人格及び倫理の向上に努め、いやしくもその権限又は地位に基づく影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう政治倫理基準を定める等、必要な措置を講ずることにより、区政に対する区民の信頼に応えるとともに、公正で開かれた民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。

（議会の役割）

第2条 議会は、前条の目的を達成するため、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、区民に対する説明責任を果たし、議員活動の公正性及び透明性を確保しなければならない。

（議員の責務）

第3条 議員は、区民全体の奉仕者として区政に携わる権能及び責務を深く自覚し、第5条第1項各号に定める政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）、法令、条例等を遵守して活動しなければならない。

2 議員は、自ら研鑽<sup>けんさん</sup>を積み、資質を高めるとともに、区民の信頼に値する倫理性を保持し、区民全体の奉仕者として名誉及び品位を損なうような一切の行為を慎むよう努めなければならない。

3 議員は、議会及び議員の活動を積極的に区民に明らかにし、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

（区民の役割）

第4条 区民は、議員に対し、その権限又は地位の影響力を不正に行使させるよう働き掛ける等、政治倫理基準に違反するいかなる行為も求めてはならない。

2 区民は、区民全体の奉仕者たる議員の活動及び政治姿勢に注目するとともに、議員に対し、当該議員の活動及び政治姿勢について説明を求めることができる。

(政治倫理基準)

第5条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 区政運営若しくは議会運営に著しく影響を与えるものであって、区民の信用若しくは信頼を失墜させる行為又は不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を行わないこと。
  - (2) 区が行う委託、請負その他の契約又は指定管理者の指定に関し、その権限又は地位の影響力を不正に行使し、特定の個人、企業その他の団体のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。
  - (3) 区の職員並びに区が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している団体及び指定管理者の役職員に対し、その権限又は地位の影響力を利用することにより、公正な職務の執行を妨げ、又は職権を不正に行使する働き掛けをしないこと。
  - (4) その権限又は地位の影響力を利用して、職務の公正を疑われるような、いかなる金品の授受等をしないこと。
  - (5) その権限又は地位の影響力を利用して、何人に対しても、嫌がらせをし、強制若しくは強要し、又は圧力をかける等、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないこと。
  - (6) 报告会、チラシ、SNS等を利用した情報発信により、誹謗中傷の発言をする等、他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為をしないこと又は第三者をして同様の行為をさせないこと。
- 2 議員は、政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって、真相を明らかにするとともに、区民及び議会に対して説明責任を果たさなければならない。

(兼業の報告義務)

第6条 議員は、自ら事業を営んでいる者又は当該議員が役員、顧問その他これらに準ずる職（以下「役員等」という。）に就いている法人等で、次の各号のいずれかに該当する場合は、別に定める兼業報告書を速やかに議長に提出しなければならない。当該報告書の内容に変更があったときも同様とする。

- (1) 区に対し請負をする主として収益事業を営むもの

- (2) 区の許認可が必要な事業を営むもの
- (3) 区から補助金等を受け、又は受けようとするもの
- (4) 区の指定管理者の指定を受けるもの

2 前項の規定は、議員が新たに自ら事業を営むこととなったとき、又は新たに法人等の役員等に就くこととなった場合について準用する。

(請負の報告義務)

第7条 議員は、自らが事業を営んでいる場合の当該事業、又は当該議員が役員等に就いている法人等の事業のうち、前会計年度（当該議員が議員である期間に限る。）における区に対する請負がある場合は、別に定める請負状況等報告書を速やかに議長に提出しなければならない。

2 議員は、議長に提出した請負状況等報告書の内容を訂正する必要があるときは、別に定める請負状況等訂正届を速やかに議長に提出しなければならない。

(報告書等の閲覧)

第8条 議長は、前2条の規定により提出された兼業報告書、請負状況等報告書及び請負状況等訂正届を、当該報告書等を提出した議員の在任期間中、区民からの請求に応じて閲覧に供しなければならない。

(調査請求)

第9条 議員に政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、区民にあっては議員の選挙権を有する者の1,000人以上の連署をもって、議員にあっては議員定数の8分の1以上の者の連署をもって、それぞれの代表者（以下「請求代表者」という。）から議長に調査請求をすることができる。この場合において、請求代表者は、別に定める調査請求書に当該行為に係る資料を添えて、議長に提出しなければならない。

2 前項の調査請求の内容が議長に関するものであるときは、同項の規定にかかわらず、副議長に調査請求をするものとする。この場合において、次項及び第4項、次条並びに第13条中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えるものとする。

3 議長は、第1項の調査請求書を受理したときは、その記載内容及び添付資料を確認し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求代表者に

対し、その補正を命ずることができる。

- 4 議長は、調査請求の内容が別に定める要件に該当するとき、又は請求代表者が前項の規定による補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。調査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきときも同様とする。
- 5 調査請求は、当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、請求することができない。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

(政治倫理審査特別委員会の設置等)

第10条 議長は、前条第3項の規定による確認の結果、調査請求が適正であると認めたときは、江東区議会委員会条例（昭和31年9月江東区条例第7号。以下「委員会条例」という。）第4条に基づき江東区政治倫理審査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該調査請求に係る事案（以下「審査事案」という。）の審査を委員会に付託するものとする。

- 2 委員会の委員の定数は、委員会条例第4条第2項の規定にかかわらず、11人とする。

(委員会の審査)

第11条 委員会は、審査事案の審査（以下単に「審査」という。）を付託されたときは、政治倫理基準に違反する行為の存否及び次条に定める措置について審査及び報告する。

- 2 委員会は、前項の規定による審査を行うため、調査請求の対象となった議員（以下「対象議員」という。）又は関係人に対し、事情聴取等の必要な調査をすることができる。
- 3 対象議員は、委員会から審査に必要な資料の提出又は委員会への出席要求がある場合、それに従わなければならない。
- 4 委員会は、審査に際し、対象議員の求めがあったときは、文書又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 委員会は、審査を委員会に付託した日から60日以内に、議長に対し審査結果を報告するように努めるものとする。
- 6 委員会は、審査に当たっては、委員会条例第27条の2に規定する参考人

として、政治倫理に識見を有する者に出席を求めることができる。

(議会の措置)

第12条 議会は、前条第5項に規定する委員会からの報告を受けた事項を尊重し、当該対象議員が政治倫理基準に違反したと認められるときは、議会の名誉及び品位を守り、区民の信頼を回復するために必要と認める措置を講ずるものとする。

2 議会は、委員会から対象議員が政治倫理基準に違反していないと報告を受けたときは、当該対象議員の名誉を回復する措置を決定するものとする。

(結果の通知及び公表)

第13条 議長は、審査結果について、議決後、速やかに請求代表者に議決結果を送付するとともに、その概要を公表しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和●年●月●日から施行する。

江東区議会議員政治倫理条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、江東区議会（以下「議会」という。）及び江東区議会の議員（以下「議員」という。）が区民全体の奉仕者の代表として人格及び倫理の向上に努め、いやしくもその権限又は地位に基づく影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう政治倫理に関する基準を定めるなど等、必要な措置を講ずることにより、区政に対する区民の信頼に応えるとともに、公正で開かれた民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。

（議会の役割）

第2条 議会は、前条の目的を達成するため、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、区民に対する説明責任を果たし、並びに議員活動の公正性及び透明性を確保しなければならない。

（議員の責務）

第3条 議員は、~~法令、条例等を遵守し、~~区民全体の奉仕者の代表として区政携わるにかかわる権能と及び責務を深く自覚し、第5条第1項各号に定める政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）、~~法令、条例等を遵守して~~活動しなければならない。

2 議員は、自ら研鑽<sup>けんさん</sup>を積み、資質を高めるとともに、区民の信頼に値する倫理性を自覚保持し、区民全体の奉仕者の代表として名誉と及び品位を損なうような一切の行為を慎むよう努めなければならない。

3 議員は、議会及び議員の活動を積極的に区民に明らかにし、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

（区民の役割）

第4条 区民は、議員に対し、その権限又は地位の影響力を不正に行使させるよう働き掛けるなど等、政治倫理基準に違反を逸脱するいかなる行為も求めてはならない。

2 区民は、区民全体の奉仕者の代表たる議員の活動及び政治姿勢に注目するとともに、議員に対し、当該議員の活動及び政治姿勢について説明を求めることができる。

（政治倫理基準）

第5条 議員は、次に常に人格及び倫理の向上に努め、~~次に掲げる~~政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 区政運営若しくは議会運営に著しく影響を与えるものであって、区民の信用若しくは信頼を失墜させる行為又は不正の疑惑を持たれる恐れのある

行為を行わないこと。

- (2) 区が行う委託、請負その他の契約、又は若しくは指定管理者の指定に関し、その権限又は地位の影響力を不正に行行使し、特定の個人、企業又はその他の団体のために、有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- (3) 区の職員並びに区が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している団体及び指定管理者の役職員に対し、その権限又は地位の影響力を利用することにより、公正な職務の執行を妨げ、又は職権を不正に行行使する働き掛けをしないこと。
- (4) その権限又は地位の影響力を利用して、職務の公正を疑われるような、いかなる金品の等も授受等をしないこと。
- (5) その権限又は地位の影響力を利用して、何人に対しても、嫌がらせをし、強制又は若しくは強要し、又は若しくは圧力をかけるなど等、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為をしないこと。
- (6) 报告会、チラシ、SNS等を利用した情報発信により、誹謗中傷の発言をするなど等、他人の名誉を毀損し、若しくは人格を損なう一切の行為をしないこと、又は第三者をして同様の行為をさせないこと。

2 議員は、政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって、真相を明らかにするとともに、区民並びに及び議会に対して説明責任を果たさなければならない。

(兼業の報告義務)

第6条 議員は、自らが区に対し請負をする場合又は次の各号のいずれかに該当する法人等の事業を営んでいる者又は当該議員が役員、顧問若しくはその他これらに準ずる職（以下「役員等」という。）に就いた場合（既に就いている場合を含む。）には就いている法人等で、次の各号のいずれかに該当する場合は、別に定める議長に対し、速やかに兼業報告書を速やかに議長に提出しなければならない。当該報告書の内容に変更があったときも同様とする。

- (1) 区に対し請負をする主として収益事業を営む法人等もの
- (2) 区の許認可が必要な事業を営む法人等もの
- (3) 区から補助金等を受け、若しくは受けようとする法人等もの
- (4) 区の指定管理者の指定を受ける法人等もの

2 前項の規定は、議員が新たに自ら事業を営むこととなったとき、又は新たに法人等の役員等に就くこととなった場合について準用する。

(請負の報告義務)

第7条 議員は、自らが事業を営んでいる場合の当該事業、又は当該議員が役員等に就いている法人等の事業のうち、前会計年度（当該議員が議員である

期間に限る。)における区に対する請負がある場合は、議長に対し、速やかに別に定める請負状況等報告書を速やかに議長に提出しなければならない。

2 議員は、議長に提出した請負状況等報告書の内容を訂正する必要があるときは、別に定める速やかに請負状況等訂正届を速やかに議長に提出しなければならない。

(報告書等の閲覧)

第8条 議長は、~~第6条又は第7条~~前2条の規定により提出された兼業報告書及び、請負状況等報告書並びに及び請負状況等訂正届を、当該報告書等を提出した議員の在任期間中、区民からの請求に応じて閲覧に供しなければならない。

(調査請求)

第9条 議員がに政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、請求代表者が、区民にあっては、議員の選挙権を有する者の1,000人以上の連署をもって、議員にあっては、議員定数の8分の1以上の者の連署をもって、それぞれの代表者(以下「請求代表者」という。)から議長に調査請求をすることができる。この場合において、請求代表者は、当該行為に係る資料を添付した別に定める調査請求書に当該行為に係る資料を添えてを、議長に提出しなければならない。

2 前項の調査請求の内容が議長に関するものであるときは、同項の規定にかかわらず、副議長に調査請求をするものとする。この場合において、次項及び第4項、次条並びに第13条中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えるものとする。

~~2~~3 議長は、前第1項の調査請求書を受理したときは、その記載内容及び添付書面資料を確認し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求代表者に対し、その補正を命ずることができる。

~~3~~4 議長は、調査請求の内容が政治倫理基準に違反する行為に該当しないなど、別に定める要件を満たしていないに該当するとき、又は請求代表者が前項の規定による補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。調査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきも同様とする。

~~4~~5 調査請求は、当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

~~(審査会の設置)~~ (政治倫理審査特別委員会の設置等)

第10条 議長は、前条第3項の規定による確認の結果、の調査請求が適正で

あると認めるときは、江東区議会委員会条例（昭和31年9月江東区条例第7号。以下「委員会条例」という。）第4条に基づき江東区政治倫理審査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該調査請求に係る事案（以下「審査事案」という。）の審査を委員会に付託するものとする。~~速やかに江東区議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を付託する。~~

~~2 審査会の委員は、審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）を除く●人以内とし、議長が委嘱する。~~

2 委員会の委員の定数は、委員会条例第4条第2項の規定にかかわらず、11人とする。

~~3 審査会には委員の互選により会長及び副会長を置く。~~

~~4 委員の任期は、前条の調査請求に係る審査が終了するまでとする。~~

~~（審査会の審査）~~ （委員会の審査）

第11条 ~~審査会~~委員会は、審査事案の審査（以下単に「審査」という。）を付託されたときは、政治倫理基準に違反する行為の存否及び条例に定める次条に定める措置について審査及び決定報告する。

2 ~~審査会~~委員会は、前項の規定による審査を行うため、審査対象議員調査請求の対象となった議員（以下「対象議員」という。）又は関係人に対し、事情聴取等必要な調査をすることができる。

3 ~~審査対象議員は、審査会~~委員会から審査に必要な資料の提出又は~~審査会~~委員会への出席要求がある場合、それに従わなければならない。

4 ~~審査会~~委員会は、審査に際し、審査対象議員の求めがあったときは、に文書又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

5 ~~審査会~~委員会は、審査を委員会に付託の日から60日以内に、議長に対し審査結果を報告するように努めるものとする。~~ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。~~

6 委員会は、審査に当たっては、委員会条例第27条の2に規定する参考として、政治倫理に識見を有する者に出席を求めることができる。~~審査会は、審査対象議員が政治倫理基準に違反していると認められる場合は、議長に対して必要な措置を講じるよう求めるものとする。~~

~~（審査結果の通知及び公表）~~

12条と13条を入れ替え

~~第12条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、請求代表者及び審査対象議員に文書で通知するとともに、その概要をホームページ等で公表するものとする。~~

~~（議会の措置）~~

~~第13条~~ 議会は、審査会からの報告及び勧告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められるときは、議会の名誉と品位を守り、区民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

~~2~~ 議長は、審査会より審査対象議員が政治倫理基準に違反していないと報告を受けたときは、対象議員の名誉を回復する措置を決定するものとする。

(議会の措置)

第12条 議会は、前条第5項に規定する委員会からの報告を受けた事項を尊重し、当該対象議員が政治倫理基準に違反したと認められるときは、議会の名誉及び品位を守り、区民の信頼を回復するために必要と認める措置を講ずるものとする。

2 議長議会は、委員会から審査対象議員が政治倫理基準に違反していないと報告を受けたときは、当該対象議員の名誉を回復する措置を決定するものとする。

(結果の通知及び公表)

第13条 議長は、審査結果について、議決後、速やかに請求代表者に議決結果を送付するとともに、その概要を公表しなければならない。

~~(措置の公表)~~ (委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。議長は、前条の措置を行ったときは、その概要をホームページ等で公表するものとする。

附 則

この条例は、令和●年●月●日から施行する。

江東区議会議員政治倫理条例施行規程（案）

令和 年 月 日  
区議会訓令甲第〇号  
区議会事務局

（趣旨）

第1条 この規程は、江東区議会議員政治倫理条例（令和6年●月江東区条例第●号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（兼業の報告）

第2条 条例第6条第1項の兼業報告書は、兼業報告書（別記第1号様式）によるものとする。

（請負の報告）

第3条 条例第7条第1項の請負状況等報告書は、請負状況等報告書（別記第2号様式）によるものとする。

- 2 条例第7条第2項の請負状況等訂正届は、請負状況等訂正届（別記第3号様式）によるものとする。
- 3 議員は、議会及び議員の活動を積極的に区民に明らかにし、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

（報告書等の閲覧）

第4条 条例第8条の規定により兼業報告書、請負状況等報告書又は請負状況等訂正届（以下これらを「報告書等」という。）の閲覧を請求しようとする者は、閲覧請求書（別記第4号様式）を議長に提出するものとする。

- 2 閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。
- 3 報告書等は、前項の場所以外に持ち出してはならない。
- 4 閲覧した者は、それによって得た情報を適正に使用するとともに、その情報を不正に使用してはならない。
- 5 報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。
- 6 議長は、前各項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(調査請求書等)

第5条 条例第9条第1項後段の調査請求書の様式は、調査請求書（別記第5号様式）によるものとする。

2 条例第9条第1項に規定する請求代表者は、同項前段の規定により調査請求に係る署名を求めようとするときは、署名簿（別記第6号様式）に前項に規定する調査請求書の原本又は写しを添えて提出するものとする。

3 前項の署名は、署名をする者が自筆により行わなければならない。ただし、本人が署名することができないときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第8項の規定の例により委任を受けた者（区内に住所を有する満18歳以上の者に限る。）が代筆することができる。

4 請求代表者は、法第74条第7項に定める期間は、調査請求し、又は署名を求めることができない。

5 条例第9条第1項の調査請求の内容が議長に関するものであるときは、次条及び第7条の規定中「議長」とあるのは「副議長」と読み替えるものとする。

(調査請求の却下に係る要件)

第6条 条例第9条第4項に規定する議長が別に定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第5条第1項各号に定める政治倫理基準に違反する行為に係る事項でないとき。
- (2) 調査請求の際、現に議員でない者に係る事項であるとき。
- (3) 調査請求の際、現に条例第10条第1項の規定により委員会に付託されている事項又は既に委員会の審査が終了している事項であるとき。

(政治倫理基準の違反行為に対する措置)

第7条 条例第12条第1項の必要と認める措置は、次に掲げるものとする。

ただし、2以上の措置を併せて講ずることを妨げない。

- (1) 議場における議長による注意
- (2) 議場における謝罪文の朗読
- (3) 本会議、委員会等の一定期間の出席停止勧告
- (4) 議長、委員長等の役職辞任勧告

(5) 議員辞職勧告

(審査結果の公表等)

第8条 条例第13条に規定する審査結果の概要の公表は、江東区議会ホームページ又はこうとう区議会だよりへの掲載により行うものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和●年●月●日から施行する。

年 月 日

兼業報告書

江東区議会議長 殿

江東区議会議員 氏名

私は（自ら事業を営むこととなった・法人役員等に就任した・年  
月 日付で報告した内容に変更が生じた）ので、江東区議会議員政治倫理条  
例第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

法人等について

法人等の名称			
法人等の所在地			
法人等の事業内容			
役 職 名			
就 任 年 月 日	年 月 日	辞 任 年 月 日	年 月 日
備 考			

その他の法人等について（複数ある場合）

法人等の名称			
法人等の所在地			
法人等の事業内容			
役 職 名			
就 任 年 月 日	年 月 日	辞 任 年 月 日	年 月 日
備 考			

その他の法人等について（複数ある場合）

法人等の名称			
法人等の所在地			
法人等の事業内容			
役 職 名			
就 任 年 月 日	年 月 日	辞 任 年 月 日	年 月 日
備 考			

（注）自ら事業を営んでいるときは、法人等の名称の欄にその職業名を記入してください。

請負状況等報告書

江東区議会議長 殿

江東区議会議員 氏名

私が自ら営んでいる事業又は私が役員等に就いている法人等の事業の前会計年度における区に対する請負について、江東区議会議員政治倫理条例第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（単価契約である場合は契約金額及びその旨）	昨年度（会計年度）に支払を受けた額
支払いを受けた総額			

（注）契約金額及び昨年度に支払を受けた額の欄には消費税及び地方消費税込みの額を記入

年 月 日

請負状況等訂正届

江東区議会議長 殿

江東区議会議員 氏名

私が自ら営んでいる事業又は私が役員等に就いている法人等の事業の前会計年度における区に対する請負について、訂正があったため、江東区議会議員政治倫理条例第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 訂正箇所

2 訂正の理由

年 月 日

閲覧請求書

江東区議会議長 殿

住 所

氏 名

電 話

私は、江東区議会議員政治倫理条例第8条の規定により、次のとおり閲覧を請求します。

請求対象となる議員の氏名	
閲覧を請求する報告書等	
閲覧の目的	(具体的に記載してください。)

調査請求書

江東区議会議長 殿

調査請求代表者

住 所

氏 名

電 話

私は、江東区議会議員政治倫理条例第9条第1項の規定により、次のとおり調査を請求します。

調査請求対象となる議員の氏名	
違反行為の内容	
違反根拠となる政治倫理基準の条項	

- (注) 1 この調査請求書には、当該違反行為に係る資料を添付してください。  
2 この調査請求書には、署名簿（別記第6号様式）を添付してください。



## 規程に明記する措置の項目について

(政治倫理基準の違反行為に対する措置)

第 7 条 条例第 11 条第 1 項に規定する必要と認められる措置の種別は、次のとおりとする。

- (1) 議場における議長による注意（北区、墨田区、豊島区）
- (2) 議場における謝罪文の朗読（墨田区、豊島区）
- (3) 議会・委員会等の一定期間の出席停止勧告（北区、墨田区、豊島区）
- (4) 議長・委員長等の役職辞任勧告（北区、墨田区、豊島区）
- (5) 議員辞職勧告（北区、墨田区、豊島区）

※ 新宿区は、条例及び規程に具体的な措置を明記していない。

※ これまで資料に掲載していた「その他、議長が必要と認めた措置」については、他区議会において記載が確認できなかったため削除した。

※ その他、他議会で明記されている措置の内容

- 議会の特別委員の辞任勧告（墨田区）
- 議員の就任する附属機関委員の辞任勧告（墨田区）
- 文書による戒告（立川市）
- 議場における陳謝の勧告（立川市、府中市）
- 議長等役職及び議会選出委員の就任自粛勧告（府中市）
- その他議会が必要と認める措置（立川市）